

Ⅲ 学校生活について

1 生徒心得5か条

- (1) 社会の一員としての自覚をもち、決められたルールを遵守する。
- (2) 自分と他者の身体・心（感情・知性）を尊重し、適切な判断を行う。
- (3) 正しい言葉遣いと挨拶・礼節を心がけ、服装・身だしなみを常に整える。
- (4) 規則正しい生活をし、物品の適切な使用・整理整頓、安全、時間管理を心がける。
- (5) 他者と協働し、学びを生かして社会貢献を行う。

2 充実した学校生活を送るために

(1) ルールの遵守

- ① 本校の生徒である自覚と誇りをもち、法律やルールを守り、責任ある行動をすること。本校の品位を落とす言動は慎むこと。

(2) 自分と他者の尊重・適切な判断

- ① 学校内外を問わず、暴力や粗暴な行為、暴言、いじめやいじめにつながる行為、薬物乱用、飲酒、喫煙、その他、法令に反しないこと。また、本人の許可なく、他人や他人の物品等の写真を撮影したり音声などを録音してはならない。他人や学校その他団体等の映像・音声等をSNSなどインターネット上に許可なく掲示したりメール等で送信しないこと。
- ② インターネット上に個人が特定される情報や学校に関する情報を書き込まないこと。また他人や団体を誹謗中傷するような書き込みをするなど他の人権を傷つけないこと。
- ③ いじめ、暴力、性的な被害やそれに準ずると思われる行為の被害やトラブル等に巻き込まれた際は、すぐに教員に申し出ること。

(3) 自転車利用について

- ① 自転車による通学を希望する場合は、保護者の許可を得た上で、法令により定められた自転車損害賠償保険に必ず加入し、「自転車通学許可願」を事前に提出すること。所定の登録シールを自転車の定められた箇所に貼ること。
- ② 登下校時は交通ルールを守り、安全運転を心がけること。自転車で二人乗り、並列走行、傘さし運転、イヤホン・携帯電話・スマートフォン等の使用、歩行者等に迷惑をかける行為はしないこと。

(4) アルバイトについて

アルバイトを希望する者は、家計の補助を目的とし、仕事内容・時間・場所等を保護者とよく相談し、保護者の許可を得ること。また「アルバイト申請願」の用紙を生活指導部より受け取り生活指導部に提出すること。

(5) 制服について

本校は、家庭分野・福祉分野のスペシャリストとして、社会で貢献できる人材の育成を目指しており、本校の教育活動をとおり、地域や専門家など外部の方と接する機会が多くある。服装については、清潔感と品を保つよう心がけること。

本校の制服およびその他の身に着けるものなどについて次に示す。

【制服】

	スラックススタイル	スカートスタイル
正装	指定の白長袖シャツ ネクタイ スラックス ブレザー (指定のベスト)	指定の白長袖シャツ リボン スカート ブレザー (指定のベスト) 規定内の靴下
夏季略装 5月～10月	指定の白半袖シャツ スラックス (指定のベスト)	指定の白半袖シャツ スカート (指定のベスト) 規定内の靴下

*5月～10月は夏季略装期間とし、ブレザー、ネクタイ、リボンの着用をしなくても可。

ただし、儀式・式典等では正装が必要な場合がある。

*スカートの丈を切るなど、制服に加工を行った場合、再購入の場合がある。

【その他】

	留意点など	
靴下	スラックスの場合	紺色または黒色
	スカートの場合	紺色または黒色 無地のハイソックス (ワンポイント不可) 夏季略装期間中は、ショート、クルー、ハイソックス可 ただし、ワンポイントは不可
靴 (登下校・校内)	革靴、ローファアまたは運動靴 (ヒールの高い靴、厚底靴、サンダル等は危険なため不可、レインブーツ・雨靴は登下校時のみ可)	
かばん	制服にふさわしいもの	
防寒着 (コート等)	制服にふさわしいもの	

本校は一定制である

校内の床を著しく傷つけるおそれのある靴等の使用は禁止する。グラウンド用運動靴、体育館のもの (体育館ばき) を区別して用いること。

ア 体育着、体育館ばき (体育館用運動靴)、実習着は指定のものを着用することとする。なおグラウンド用運動靴は運動にふさわしいものを各自が用意すること (推奨品あり)。水着・水泳帽子については体育の授業等で連絡する。

イ 衛生エリア及び特定の教室等での履物については別途、担当教員の指示に従うこと。衛生エリアに指定の履物以外で入ってはいけない。

ウ 頭髮について：赤羽北桜高校生としてふさわしい清潔な髪型とし、加工や特異な髪型はしない。(ここでいう特異な髪形とは、染色・脱色、パーマを指す)

エ 装飾品は身に着けない。化粧はしない。

(6) 物品の適切な管理、時間の管理等について

- ① 概ね8時以降に登校し、学習等が終わり次第、午後4時55分までに下校すること。
- ② 授業には、遅刻をせずに積極的に参加すること。また、教員の指示に従い、他者と協力し、臨むこと。
- ③ 授業中は原則として携帯電話・スマートフォンの電源を切る、またはその授業でのルールに従うこと。
- ④ 実習授業が多く特別の課題・レポート・作品提出等を求められることが多いが、必ず提出期限を守ること。
- ⑤ 実習中等は危険を伴う場合もあるので、教員の指示に従うこと。
- ⑥ 施設、設備、備品等あらゆる物品を大切にし、破損、汚損、移動、紛失をしてはならない。万が一、破損等があった場合には、速やかに届け出ること。
- ⑦ 身の回りの整理整頓と衛生を心がけ、校内の美化・環境維持に努めること。教室内の指示された収納ロッカーを使用し、教室の机の中には私物を置かない。ロッカーは必ず施錠をすること。
- ⑧ 所持品には記名をすること。貴重品は常に身に付け、金銭や物品の貸借、売買、交換をしてはならない。また、学習に不必要な物品等は持参しないこと。
- ⑨ 校内において金銭や物品を遺失または拾得した場合は、速やかに生活指導部に届け出ること。
- ⑩ 校内における集会、ポスター等の掲示、パンフレット等の配布を行う際には生活指導部の許可（場合によっては学校長の許可）を受けること。
- ⑪ 「立入禁止」されている場所に許可なく入ってはならない。また、許可なくエレベーター等、校内の施設・物品を使用しないこと。
- ⑫ 昼食は弁当を持参し、決められた時間内に決められた場所でとること。また、ごみは決められた方法で処理すること。